

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答
現場までの通勤となる林道（3.5km）は路側まで草が生い茂って通行の支障になりますが、別途維持工事等で除草を行うのでしょうか。また、工事で除草する場合は変更で計上できるのでしょうか。	「林道除草単価契約」で南山林道の除草を行うこととしており、履行期間を令和8年9月30日としています。
施工箇所は草木が茂り、足場の仮設に支障をきたします。 伐開が必要になりますが費用は別途計上できるのでしょうか。	設計変更が必要となる事項については、監督職員に協議を行うこととなります。